

令和7年度  
北陸地方整備局コンプライアンス報告書

<令和8年6月2日 北陸地方整備局コンプライアンス推進本部>

# 令和7年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組状況

令和8年3月31日

## 1. コンプライアンス推進体制

### (1) コンプライアンス推進本部

北陸地方整備局コンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)は、原則として毎月定例会議を開催し、令和7年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画(以下「推進計画」という。)に基づくコンプライアンスに関する取組の実施状況を把握及び検証し、継続してコンプライアンスの推進を図っている。

また、本局各部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者(事務所長及び管理所長)は、各所属職員に対して、推進計画に基づく取組に参加するよう指導を行い、コンプライアンス推進の強化を図っている。

### (2) コンプライアンス指導員

コンプライアンス指導員(副所長(事務)(副所長(事務)の置かれていない事務所にあっては総務課長)及び副所長(技術))は、コンプライアンス推進責任者の指示等のもと、コンプライアンス・ミーティング、理解度調査、各種講座の開催等、継続して事務所等におけるコンプライアンス推進の取組を実施している。

## 2. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

### (1) 幹部職員の人事評価における目標設定

幹部職員は、自らがコンプライアンスを徹底すること及び所属職員に対してコンプライアンスを徹底するよう指導することを人事評価の業務目標として設定し、取り組んでいる。

### (2) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を、コンプライアンス指導員である事務所副所長(4名)を受講させ、事務所におけるコンプライアンス指導者としての資質向上を図った。

### (3) コンプライアンスに関する講義・講座・講習会の実施

職員のコンプライアンス意識の高揚、知識の習得を図るため、全職員にコンプライアンスに関する講義等を年度内に最低1回は受講することを義務づけ、年度当初の第1回の推進本部会議において、職員が受講できる講習会等や実施すべき取組について、パンフレット、年間スケジュールにより周知することで、職員が計画的に受講できるよう支援した。

令和7年度は12月末現在で受講率100%を達成している。

### ① 職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

北陸地方整備局が主催する各種研修のうち、役職別研修や検査監督研修等において、発注者綱紀保持に関する講義を必須カリキュラムとして実施した。

職員研修の講義内容においては、これまでのコンプライアンス体制強化の経緯およびその背景に関連する事案として、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案、平成28年に発覚した中部地方整備局発注工事に係る不正事案、令和3年に発覚した北海道開発局発注業務に係る不正事案、九州地方整備局発注業務に係る不正事案、ならびに令和4年度に発覚した北海道開発局発注工事に係る不正事案等を取り上げ、それぞれの事案が発生した原因や、不正を行った職員に対する処分内容等について、具体的かつ分かりやすく説明し、職員が自らの身近な問題として認識できるよう努めている。

また、入札談合に関与した職員に対する懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等のペナルティについても、職員個人の不正行為に対する抑止効果を高める観点から、丁寧に説明を行っている。

併せて、組織全体で不正行為の芽を早期に摘み取るため、不当な働きかけ等に対する報告義務についても詳しく説明するなど、講義内容を工夫し、より一層効果的なものとしている。

### ② コンプライアンス出前講座の実施

今年度は、3事務所において出前講座を実施し、本局で開催した3回と合わせ、計6回の出前講座を行った。受講機会の確保を図るため、Microsoft Teams および映像情報共有化システムを活用して配信した。

なお、出前講座における講義では、職員研修における講義内容に加え、令和4年度に発覚した中部地方整備局発注工事等に係る不正事案の原因、背景等を具体的に説明した。

さらに、今年度も情報管理の徹底を図る観点から、令和4年度の発注者綱紀保持マニュアルの改正について、経緯を含めて説明を行った。

### ③ 外部講師によるコンプライアンス講習会の開催

本局において7月に公正取引委員会、12月に国家公務員倫理審査会事務局の外部講師による講習会を実施し、Microsoft Teams 及び映像情報共有化システムにより事務所にも配信した。最新の事例や、法解釈などを交えた専門的な知識と経験に基づく講義により、職員のコンプライアンス意識の醸成を図った。

### ④ コンプライアンス推進責任者等によるコンプライアンス講座の実施

事務所等のコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス指導員は、年度当初に全職員を対象としたものや、新規採用職員および異動者を対象とした講習会、先に述べた「コンプライアンス指導者養成研修」の報告会等、各事務所等の実情に応じて講座を実施した。

#### (4) コンプライアンス・ミーティングの実施

コンプライアンスに関するテーマについて、職員相互で意見交換することにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施した。原則として、所属ごとに年2回以上実施することとしている。

ミーティングのテーマは各事務所等で設定するが、本局で実施するテーマを情報提供することにより、事務所等におけるテーマ設定の参考、マンネリ化の防止を図った。

本局では6月から9月にかけて「発注担当職員の責務と職員の報告義務」をテーマに1回目のミーティングを実施している。不当な働きかけへの対応や報告ルール、周囲にいる職員の取るべき対応についての議論を通じて、発注担当職員の責務である秘密の保持についての理解を深めることができるよう実施した。

2回目のミーティングは、「昼食とタクシー」をテーマに10月から12月に実施した。機械設備の工場検査時の際の業者との対応を想定したもので、利害関係者である業者との間における禁止行為とその例外について、意見交換を通じて具体的に理解を深めることができるよう実施した。

いずれも職員の身近に起こりうる事例をテーマとし、気づきや関心が高められるよう、マンネリ化防止に努めるとともに、コンプライアンスの徹底を図っている。

#### (5) コンプライアンスに関する理解度調査の実施

今年度の「コンプライアンスに関する理解度調査」では、従前は職員が設問の回答を入力したエクセルファイルをメールで送付し、RPAで採点し、解答・解説の送付を行っていたものを、今回より、Microsoft Forms を使ったことにより、回答入力、解答・解説の閲覧が簡便となり、繰り返し実施することが容易となった。実施後の結果は各所属に送付し、特に正答率が低かった問題を中心に解説を行うなどして、職員の理解が深まるよう取り組んでいる。

#### (6) 自習研修の受講促進等

12月の国家公務員倫理月間に合わせ、全職員を対象とした自習研修を実施した。研修には、国家公務員倫理審査会が作成した研修教材(スライドショー形式)を活用した。イントラネット内に専用ページを設け、教材のほか啓発動画や関連資料を掲載することで、職員がいつでも容易に受講できる環境を整え、職員の倫理知識の習得と意識啓発を図っている。

#### (7) コンプライアンス意識の保持

職員のコンプライアンスに関する意識の保持を目的として、発注者綱紀保持と国家公務員倫理についての要点、通報・相談窓口を掲載したコンプライアンスに関する「携帯カード」を作成し、イントラネットを通じて全職員へ配付を行い、常時携帯するよう周知を行っている。また、印刷用データと併せて、スマートフォン等への保存用データも掲載しており、常時携帯を行いやすいよう、配慮している。

また、事務所においては、熱中症対策、交通事故対応等についても記載した携帯カードの作成、定期的なコンプライアンスに関する問題の出題、発注者綱紀保持規程等のコンプライアンスに関する事案や公務員不祥事等の発生概要を職員に対して随時周知するなど、事務所独自の取組も実施している。

### 3. 事業者等との応接ルールの徹底等

#### (1) 事業者に対する応接ルール等の周知

適正業務管理官、港政調整官が管内の建設業協会等関係団体に出向き、北陸地方整備局における発注者綱紀保持及び応接のルールについて説明して、理解と協力を求めるとともに、会員である事業者への周知を依頼した。

事業者に配付するチラシでは、応接ルールや不当な働きかけの内容をわかりやすく記載するとともに、事業者の社員が「身分犯の共犯」として、本来、公務員のみにも適用される官製談合防止法違反とされた過去の不正事案における事例なども説明した。また、チラシに北陸地方整備局の関連のホームページへリンクするQRコードを付すことで、関連ページへの容易なアクセスを可能とした。

北陸地方整備局への競争参加資格申請者に対し、競争参加資格認定通知書を送付する際、発注者綱紀保持等に関する資料を同封し、周知を図っている。

また、事務所で開催している建設労働災害防止大会等の機会を捉え、参加事業者へコンプライアンスに関するチラシ等の資料配布・説明を行っている。

#### (2) 不当な働きかけを受けにくい職場環境の整備促進

コンプライアンス推進責任者やコンプライアンス指導員が庁舎内を点検し、職員が事業者との応接に当たって国民の疑惑や不信を招くことのないよう、受付カウンターやオープンな打合せスペース、副所長室の可視化等、必要な環境を整備した。また、玄関フロアや廊下に各執務室への入室を規制する旨を掲示し、職員が不当な働きかけを受けにくい環境を整備した。

### 4. 入札・契約手続きにおける情報管理の徹底

#### (1) 情報漏洩の防止を図るための取組

予定価格及び技術評価点の漏洩を防止するため、一般土木工事及び港湾土木工事で総合評価落札方式(施工能力評価型)とするものを対象に入札書提出後に予定価格を作成している。併せて入札書と技術提案書を同時に提出させる取組も行っている。

また、競争参加者名の漏洩を防止するため、競争参加資格確認申請書等に記載された企業名のマスキングを行い、公正な審査及び評価を行うとともに、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保し、各業務の情報を知る機会や知り得る者を限定し、情報漏洩の防止を図っている。

## (2) 各種委員会における情報管理

VE審査委員会、技術審査会及び入札・契約手続運営委員会等で使用する資料については、電子化された資料はPC等の画面上での確認、紙資料による場合は会議終了後の回収及び裁断処理を徹底し、情報の管理を適切に行っている。

## (3) 機密情報の管理

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点及び入札参加予定者名などの機密情報が含まれる書類及び電子データは、施錠できる箇所で保管し、厳格な管理を徹底している。

また、当該機密情報が含まれる電子データは、アクセス制限及びパスワード設定を徹底し、適切に情報の管理を行っている。

また、平成28年に発覚した中部地方整備局発注工事に係る不正事案を踏まえ、技術審査データ(技術資料や技術提案書)や技術評価点の送付方法等、入札・契約に関する情報管理の方法を具体的に定め、機密情報管理の厳格化を図っている。

## (4) 工事の発注担当職員のコンプライアンス意識をより高めるための取組

工事の発注担当職員が集まる各種会議や研修等において、機密情報管理の厳格化の取組や業務を遂行するにあたり特に留意しておくべき事柄等を具体的に示しながら周知する取組を実施した。

また、事務所においても、発注担当職員が集まる各種会議を捉えて、機密情報管理の厳格化等について周知を行った。

# 5. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証

## (1) 推進本部によるモニタリング

毎月開催している推進本部会議にコンプライアンス推進責任者である事務所長等を参画させ、事務所等における職員のコンプライアンス意識向上の取組や、事業者等に対する応接ルールの徹底、職場環境の整備、風通しの良い職場環境づくり、事務所独自の取組や工夫などについて報告を受けた。

今年度から、着任1年目の事務所長等が早期に効果的な取組を取り入れ、実施できるよう、参画を9月の本部会議からだったものを6月からに早め、併せて、着任2年目の事務所長等から先に報告するよう変更した。

また、推進本部は、各部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者から四半期毎に取組状況の報告を受け、各取組の実施状況の確認を行い、必要に応じて助言・指導を行った。

## (2) 実施状況の評価及び公表

推進本部長は、令和6年度の各種取組について、各部長、統括防災官及びコンプライアンス推進責任者からの取組状況の報告に基づき検証及び評価を行い、「令和6年度北陸地方整備局コンプライアンス報告書」として取りまとめ、当該報告書を6月に北陸地方整備局のホームページで公表した。令和7年度の取組についても、実施状況の報告を受け、推進本部会議において必要に応じ、助言・指導を行っている。

## (3) 応札状況の情報公開

事務所等ごとに、年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表する等により情報を公開し、透明性の向上を図る。具体的には、

- ・一般土木工事 C 等級又は港湾土木工事B等級の落札率(月平均・年平均)
- ・一般土木工事 C 等級又は港湾土木工事B等級の業者別年間受注額・受注割合について公表する。

## 6. 内部監査の実施

一般監査対象10事務所において、コンプライアンスの取組及び入札契約における不祥事の再発防止策の取組について、監査を実施した。

また、各事務所において、コンプライアンスの取組状況等に関し、事務所長等に対しヒアリングを行った。

## 令和7年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画に基づく取組状況の評価

北陸地方整備局においては、従前から「北陸地方整備局発注者綱紀保持規程」(平成18年策定)等に基づき、発注者としての綱紀保持について取組を進めてきました。

一方、平成24年10月、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が談合行為に関与していたとして、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」(平成14年法律第101号)に基づく改善措置要求がなされたことを受けて、国土交通本省において「当面の再発防止対策」が取りまとめられました。

これを受けて、当整備局では、平成24年11月、局長を本部長とする「北陸地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、コンプライアンスの徹底と幹部に対する指導体制の強化を図ることとし、各年度において「北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、これに基づいて取り組んでいます。

本報告書は、令和7年3月11日に策定した「令和7年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画(以下「推進計画」という。)」の取組について取りまとめたものです。

令和7年度の取組は、推進計画に基づき全て実施されており、職員のコンプライアンスに関する意識の向上につながったと考えています。

また、「令和8年度北陸地方整備局コンプライアンス推進計画」を令和8年3月3日に決定しました。

令和8年度の推進計画は、職員のコンプライアンス意識をより高めるための取組や、事業者に対する応接ルールの周知を含め、令和7年度に引き続き実施するものです。

実施に当たっては、働き方改革推進の状況などの社会情勢の変化を踏まえながら、適宜適切な方法で行います。

「不祥事を発生させない・未然に防ぐ」ために、また、北陸地方整備局の任務を達成するためにも、同じ推進体制のもと令和8年度の推進計画に基づく各施策を実行することにより、コンプライアンスの推進、内部統制の強化を図って参ります。